

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 6 年 4 月 1 日現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-501-2720(午前8時30分から午後5時30分まで)

担当 小堀 佳代子(介護支援専門員 第11160626)
田中 晃子(介護支援専門員 第11030275)
佐々木富美子(介護支援専門員 第11991278)
畠山 沙織(介護支援専門員 第11180697)
鈴木 文子(介護支援専門員 第11140719)
中田 梨香(介護支援専門員 第11220599)

* ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2 居宅介護支援事業所 いこいの家の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 いこいの家
所在地	北本市本町6丁目232番地
介護保険指定番号	1175300159号
サービスを提供する地域	北本市・鴻巣市・桶川市・吉見町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(兼務)	主任介護支援専門員	1		1
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	4		4
介護支援専門員	介護支援専門員	2		2

(3) 営業日及び営業時間

月曜～土曜	午前8時30分～午後5時30分
(日曜日・1月1日は休み)	

*上記時間外でも、24時間連絡をとれる体制をとっています。

緊急連絡電話 048-501-2720

3 当施設の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

当事業所の介護支援専門員は利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様援助します。事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

(2) 居宅介護支援の実施状況

介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様援助を行います。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○	採用後1ヶ月 年1回以上継続研修
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	×	解約料はいただきません

4 サービス方針

- ① 事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用出来る様、利用者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を締結した後、利用者のご希望を基礎として居宅サービス計画を作成させていただきます。
- ② 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に適用されるよう努力致します。
- ③ 居宅介護支援に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏する事がない様、公正中立に行います。
- ④ 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜提供を行います。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービス提供を開始します。

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約出来ます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やその家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者とその家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、その家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、その家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又はその家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画変更の為の前項(2)から(5)を実施します。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、居宅指定サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔機能に関する情報、服薬状況、その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

7 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

居宅介護支援の提供を受けた場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、以下のとおりです。要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

・居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援 (i)	居宅介護支援 (ii)	居宅介護支援 (iii)
要介護1又は要介護2	11,316円 / 月	5,568円 / 月	3,396円 / 月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,702円 / 月	7,335円 / 月	4,397円 / 月

居宅介護支援費 (II) を算定していない事業所

- (i) 取扱件数が45件未満である場合又は45件以上である場合において、45件未満の部分
- (ii) 取扱件数が45件以上である場合において、45件以上60件未満の部分
- (iii) 取扱件数が45件以上である場合において、60件以上の部分

・居宅介護支援費 (II)	居宅介護支援 (i)	居宅介護支援 (ii)	居宅介護支援 (iii)
要介護1又は要介護2	11,316円 / 月	5,491円 / 月	3,292円 / 月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,702円 / 月	7,116円 / 月	4,272円 / 月

ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置を行っている事業所

- (i) 取扱件数が50件未満である場合又は50件以上である場合において、50件未満の部分
- (ii) 取扱件数が50件以上である場合において、50件以上60件未満の部分
- (iii) 取扱件数が50件以上である場合において、60件以上の部分

【加算】

・加算の基準に適合していると市に届け出ている加算

特定事業所加算 (II)	4,386円 / 月
--------------	------------

加算の体制要件、人材要件を満たす場合

ターミナルケアマネジメント加算	4,168円 / 回
-----------------	------------

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

・サービス実施による加算

初回加算	3,126円 / 月
------	------------

新規に居宅介護支援ならびに要介護状態が2段階以上変更となった利用者に対し居宅介護支援を行った場合

入院時情報連携加算	(I)	2,605円 / 月
	(II)	2,084円 / 月

(I) 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

(II) 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して、

利用者に関する必要な情報を提供した場合

退院・退所加算	(Ⅰ)	4,689～6,252円 / 月
	(Ⅱ)	6,252円～7,815 / 月
	(Ⅲ)	9,378円 / 月

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅介護支援を行った場合 ※ 入院又は入所期間中1回を限度に算定

(Ⅰ) 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合

(Ⅱ) 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合

(Ⅲ) 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であり、うち1回以上がカンファレンスによる場合

通院時情報連携加算	521円 / 月
-----------	----------

利用者が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、医師・歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円 / 回	※ 月2回を限度
-----------------	------------	----------

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅介護支援を行った場合

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域は介護支援専門員がお尋ねする為の交通費として、通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円をいただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約する事が出来、いっさい料金はかかりません。

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当	小堀 佳代子、田中 晃子、佐々木 富美子、畠山 沙織、鈴木 文子、中田 梨香
電話番号	048-501-2720
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
受 付 日	月曜～土曜(日曜及び1月1日を除く)

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝える事が出来ます。

北本市 高齢介護課
電話 048-591-1111

鴻巣市 介護保険課
電話 048-541-1321

桶川市 高齢介護課
電話 048-786-3211

吉見町 健康推進課
電話 0493-63-5013

埼玉県国民健康保険団体連合会
電話 048-824-2568

9 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 当事業所職員または居宅サービス事業者及び介護者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 : 小堀 佳代子
-------------	--------------

10 事故発生時の対応

市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、家族等に連絡します。

主治医	氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	電話番号	

12 秘密の保持

- (1) 事業者の介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (4) 但し、下記の情報提供については、同意致します。
 - ① 介護保険サービスの利用の為の市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への利用者の情報提供。
 - ② 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取り扱いとします。

13 当事業者概要

法人種別 医療法人 北寿会
 代表者役職・氏名 理事長 鈴木 忠臣
 所在地・電話番号 埼玉県北本市本町6-232
 048-592-0712

併設 ・介護老人保健施設 いこいの家
 ・地域包括支援センター西センター
 ・北本中央クリニック

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 医療法人 北寿会
 理事長 鈴木 忠臣 印
 所在地 埼玉県北本市本町6-232
 名称 居宅介護支援事業所 いこいの家
 説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
 氏名 印
 (代理人) 住所
 氏名 印